

# いじめ



## いじめ

いじめは人権侵害です。殴る、蹴る、お金や物を要求する、何かを強要する、悪口を言う、SNSなどインターネット上に悪口や根拠のない噂話などを書き込む、仲間外れにする、無視するなど、いじめの種類はさまざまですが、種類に関係なく、いじめを受けている人は苦しい思いをしています。時には、その人の命を奪います。

いじめには、加害・被害の関係が入れ替わりながら多数の人が関わっています。また、加害者・被害者のほかに傍観者となる人がいます。いじめに無関心でいることや傍観することは、いじめを黙認している状態であり、いじめに加担しているのと同じと言えます。無関心や傍観ではなく、いじめをやめるように働きかける人が増えることで、いじめを生まない環境をつくっていくことができます。一人の声かけや行動で救われる気持ちがあります。

- いじめられてつらい気持ちを我慢したり、隠そうとしたりしなくて大丈夫です。いじめられているあなたは悪くありません。
- 助けを求めている人やつらそうにしている人が周りにいたら、勇気を持って声をかけてください。

- ◎ 小中学生のいじめなどの相談 月曜～金曜 午前10時～午後5時  
電話：06-6866-0783 (児童生徒課)
- ◎ とよなかっ子ダイヤル (18歳になるまで) 24時間 365日 受付  
電話：0120-307-874 (フリーダイヤル)